

令和 7 年 11 月（定例会）

第 3 9 8 回 宮 城 県 議 会 議 案

目次

	頁
議第133号議案 手数料条例の一部を改正する条例	5
議第134号議案 宮城県県税条例等の一部を改正する条例	11
議第135号議案 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	18
議第136号議案 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	24
議第137号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	26
議第138号議案 簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例	27
議第139号議案 建築基準条例の一部を改正する条例	31
議第140号議案 文化財保護条例の一部を改正する条例	33
議第141号議案 当せん金付証票の発売限度額について	42
議第142号議案 指定管理者の指定について（宮城県こもれびの森）	43
議第143号議案 指定管理者の指定について（宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウス）	44
議第144号議案 指定管理者の指定について（宮城県啓佑学園及び宮城県第二啓佑学園）	45
議第145号議案 指定管理者の指定について（宮城県七ツ森希望の家）	46
議第146号議案 指定管理者の指定について（小鯖漁港の指定施設（小鯖護岸横泊地））	47
議第147号議案 指定管理者の指定について（鯖立漁港の指定施設）	48

議第148号議案	指定管理者の指定について（波路上漁港の指定施設（七半沢防波堤横泊地及び内沼防波堤横泊地））	49
議第149号議案	指定管理者の指定について（浦の浜漁港の指定施設（田尻防波堤横泊地、磯草B防波堤横泊地、浦の浜栈橋横泊地①及び浦の浜栈橋横泊地③））	50
議第150号議案	指定管理者の指定について（志津川漁港の指定施設（林防波堤横泊地、南防波堤横泊地、大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②））	51
議第151号議案	指定管理者の指定について（桃ノ浦漁港の指定施設）	52
議第152号議案	指定管理者の指定について（仙台港多賀城地区緩衝緑地）	53
議第153号議案	指定管理者の指定について（石巻南浜津波復興祈念公園）	54
議第154号議案	和解及び損害賠償の額の決定について	55
議第155号議案	地方独立行政法人宮城県立こども病院が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて	56
議第156号議案	財産の取得について（災害対策用資機材一式）	57
議第157号議案	財産の取得について（職業訓練機器一式）	58
議第158号議案	工事請負契約の締結について（気仙沼漁港岸壁整備工事）	59
議第159号議案	工事請負契約の締結について（宮城県松島高等学校校舎等改築工事）	60
議第160号議案	工事請負変更契約の締結について（（仮称）高等技術専門校5号館改修工事）	61
議第161号議案	工事請負変更契約の締結について（主要地方道気仙沼唐桑線本町道路改築工事（その2））	62
議第162号議案	工事請負変更契約の締結について（主要地方道女川牡鹿線大谷川浜小積浜トンネル（仮称）工事）	63
議第163号議案	工事請負変更契約の締結について（名蓋川護岸等災害復旧工事（その1））	64
議第164号議案	工事請負変更契約の締結について（名蓋川護岸等災害復旧工事（その2））	65
議第165号議案	工事請負変更契約の締結について（名蓋川護岸等災害復旧工事（その3））	66

議第166号議案	工事請負変更契約の締結について（宮城県美術館改修工事）	67
議第167号議案	工事請負変更契約の締結について（宮城県美術館改修空調工事）	68
議第168号議案	工事請負変更契約の締結について（宮城県岩沼警察署庁舎改築工事）	69

報 告

報告第 30 号	専決処分の報告について（川内沢ダム放流設備等工事の請負契約の変更）	71
報告第 31 号	専決処分の報告について（宮城県美術館改修電気工事の請負契約の変更）	72
報告第 32 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）	73
報告第 33 号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	76

議第133号議案

手数料条例の一部を改正する条例

第1条 手数料条例（平成12年宮城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(手数料の徴収)			(手数料の徴収)		
第2条 [略]			第2条 [略]		
納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額	納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
40の2 [略]	[略]	(1) [略]	40の2 [略]	[略]	(1) [略]
		(2) <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること</u>			(2) <u>スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること</u>

			ができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額			メートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 (4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(4)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
40の3	[略]	[略]	(1) [略] (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な	40の3	[略]	(1) [略] (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下(2)において同じ。)に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき20円に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能な

		ものに限る。以下(2)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき50円 に当該報告書等の写し 1 枚ごとに10円を加えた額 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき100円に当該報告書等の写し 1 枚ごとに10円を加えた額			ものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき50円 に当該報告書等の写し 1 枚ごとに10円を加えた額 (4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に限る。以下(4)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク 1 枚につき100円に当該報告書等の写し 1 枚ごとに10円を加えた額
	[略]	[略]	[略]		[略]
	備考	[略]		備考	[略]
2	[略]			2	[略]

第2条 手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(手数料の徴収)				(手数料の徴収)			
第2条 [略]				第2条 [略]			
納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額		納 入 義 務 者	徴収の時期	手 数 料 の 額	
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	
40の2 [略]	[略]	(1) [略] (2) スキャナにより読み取っ		40の2 [略]	[略]	(1) [略] (2) スキャナにより読み取っ	

			てできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>60円</u>に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(3)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>70円</u>に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額			てできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>50円</u>に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(3)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>100円</u>に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
40の3	[略]	[略]	(1) [略] (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>60円</u>に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適	40の3	[略]	(1) [略] (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき<u>50円</u>に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適

		合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき70円に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額			合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(3)において同じ。)に複写したものの交付 光ディスク1枚につき100円に当該報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕
267	〔略〕	〔略〕	267	〔略〕	〔略〕
267の2	政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく支部報告書等の写しの交付を請求し、その交付を受ける者	交付を受けるとき (1) 複写機により用紙に複写したものの交付 用紙1枚につき10円 (2) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(2)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に当該支部報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額 (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下(3)において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき70円に当該支部報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額			
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕
備考	〔略〕		備考	〔略〕	
2	〔略〕		2	〔略〕	

--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の手数料条例第2条第1項の表40の2の項及び40の3の項の規定は、この条例の施行の日以後に請求される開示又は交付に係る手数料について適用し、同日前に請求された開示又は交付に係る手数料については、なお従前の例による。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第134号議案

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

(宮城県県税条例の一部改正)

第1条 宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(地方消費税の納税義務者等) 第51条の2 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除さ	(地方消費税の納税義務者等) 第51条の2 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。）については、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除さ

れる事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。）については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2～4 [略]

附 則

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第9条の2 平成23年度から令和12年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第28条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,200円を加算した額とする。

れる事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、同法第2条第1項第11号に規定する課税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。）については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2～4 [略]

附 則

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第9条の2 平成23年度から令和7年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第28条の規定にかかわらず、同条に定める額に1,200円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第9条の3 平成23年4月1日から令和13年3月31日までの間に
法第52条第2項各号に定める日が到来する同項各号に掲げる法人
(第22条第2項において法人とみなされるものを含む。)の
均等割の税率は、第28条の2第1項の規定にかかわらず、同項
に定める均等割の額に、当該均等割の額に100分の10を乗じて得
た額をそれぞれ加算した額とする。この場合における同条第2
項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附
則第9条の3」とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第9条の3 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に
法第52条第2項各号に定める日が到来する同項各号に掲げる法人
(第22条第2項において法人とみなされるものを含む。)の
均等割の税率は、第28条の2第1項の規定にかかわらず、同項
に定める均等割の額に、当該均等割の額に100分の10を乗じて得
た額をそれぞれ加算した額とする。この場合における同条第2
項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附
則第9条の3」とする。

第2条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(寄附金税額控除) 第27条 [略] (1)・(2) [略]	(寄附金税額控除) 第27条 [略] (1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託（同法附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた信託を含む。）の信託財産とするために支出するものその他規則で定めるもの

2 [略]

附 則

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項まで及び第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により県の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出するものその他規則で定めるもの

2 [略]

附 則

（公益法人等に係る県民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条

第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項に規定するところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3第1項に規定するところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

（宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 宮城県県税条例の一部を改正する条例（平成19年宮城県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] （経過措置）	附 則 1 [略] （経過措置）

2 改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）第22条、第38条、第39条、第41条、第43条及び第51条の2並びに附則第9条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

2 改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）第22条、第38条、第39条、第41条、第43条及び第51条の2並びに附則第9条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和9年1月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第2条の規定による改正後の宮城県県税条例第27条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」と、「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により知事の認可」とあるのは「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により県の許可」と、「第2条第1項第1号」とあるのは「第1条」と、「公益信託（同法附則第4条第1項の規定により知事の認可を受けた信託を含む。）」とあるのは「公益信託」とする。

(地方消費税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の宮城県県税条例第51条の2第1項の規定は、令和8年4月1日以後に効力が生ずる公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託（同法附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第135号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 〔略〕

事	務	市 町 村
	〔略〕	〔略〕
8の5	土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（県営土地改良事業で法第89条の2第9項の規定による換地処分を伴うもの（同条第11項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。） (1) 法第89条の2第10項において準用する法第54条の3の規定による清算金の徴収及び支払等 (2) 法第123条第1項の規定による清算金の供託等	<u>仙台市</u> 山元町
8の6	〔略〕 (1)・(2) 〔略〕 (3) <u>法第96条の規定による認可等（管理規程に係るものに限る。）</u> (4)～(6) 〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

改正前

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 〔略〕

事	務	市 町 村
	〔略〕	〔略〕
8の5	土地改良法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（県営土地改良事業で法第89条の2第9項の規定による換地処分を伴うもの（同条第11項の規定により土地改良区に支払い、又は土地改良区から徴収することができる場合を除く。）に限る。） (1) 法第89条の2第10項において準用する法第54条の3の規定による清算金の徴収及び支払等 (2) 法第123条第1項の規定による清算金の供託等	山元町
8の6	〔略〕 (1)・(2) 〔略〕 (3)～(5) 〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕

20の3 [略]	[略]	20の3 [略]	[略]
20の4 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事及び法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。) (1) 法第18条第1項及び第2項の規定による中間検査等 (2) 法第19条第1項の規定による報告の受理 (3) 法第24条第1項の規定による立入検査((1)に掲げる中間検査に係るものに限る。) (4) 法第37条第1項及び第2項の規定による中間検査等 (5) 法第38条第1項の規定による報告の受理 (6) 法第43条第1項の規定による立入検査((4)に掲げる中間検査に係るものに限る。)	大崎市		
[略]	[略]	[略]	[略]
34の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等(鳥獣の管理のための鳥獣(ツキノワグマ(住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限る。))に限る。)の捕獲等(緊急に行う必要があるものに限る。以下この項において「捕獲等」という。)に係るものに限る。) (2) 法第10条第1項の規定による命令(法第9条第1項の規定に違反して許可を受けなかった捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。) (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し((1)に掲げる許可に係るものに限る。)	仙台市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 南三陸町	34の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等(鳥獣の管理のための鳥獣(ツキノワグマ(住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限る。))に限る。)の捕獲等(緊急に行う必要があるものに限る。以下この項において「捕獲等」という。)に係るものに限る。) (2) 法第10条第1項の規定による命令(法第9条第1項の規定に違反して許可を受けなかった捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。) (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し((1)に掲げる許可に係るものに限る。)	仙台市 白石市 名取市 岩沼市 栗原市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 利府町 大和町 大衡村 色麻町 加美町

	(4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等（(1)に掲げる許可に係るものに限る。） (5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等（(1)に掲げる許可に係るものに限る。）			(4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等（(1)に掲げる許可に係るものに限る。） (5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等（(1)に掲げる許可に係るものに限る。）	
	[略]	[略]		[略]	[略]
	34の9 [略]	[略]		34の9 [略]	[略]
	<u>34の9の2 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>法第7条第4項の規定による同意（法第8条第4項において準用する場合を含む。）（法第7条第4項第1号に掲げる行為（同条第9項第1号に掲げる行為を除く。）に係るものに限る。）</u> (2) <u>法第7条第11項の規定による意見の聴取（法第8条第4項において準用する場合を含む。）（(1)に掲げる同意に係るものに限る。）</u>	仙台市			
	<u>34の9の3 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）</u> (1) 法第18条第1項の規定による認可 (2) 法第18条第7項の規定による通知等	角田市 多賀城市 岩沼市 大崎市 七ヶ宿町 村田町 柴田町 利府町 大和町 大衡村 涌谷町 美里町 南三陸町		<u>34の9の2 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）</u> (1) 法第18条第1項の規定による認可 (2) 法第18条第7項の規定による通知等	角田市 多賀城市 岩沼市 大崎市 七ヶ宿町 村田町 柴田町 利府町 大和町 大衡村 美里町 南三陸町
	34の9の4 [略]	[略]		34の9の3 [略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	<u>35 県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>条例第10条第3項、第5項、第6項及び第9項の規定による許可等（特定開発行為（面積が1ヘクタール以上の開発に係る行為（道路の新</u>	仙台市		<u>35 削除</u>	_____

築及び木竹の伐採を除く。）、鉱業法（昭和25年法律第289号）の適用を受ける鉱物の掘採、採石法（昭和25年法律第291号）の適用を受ける土石の採取、ゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為、2車線以上かつ延長が1,000メートル以上の道路の新築、高さが50メートル又は地上部分の容積が3万立方メートルを超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において当該規模を超える工作物となる場合における改築又は増築を含む。）及び第1種特別地域（自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の12第1号に規定する地域をいう。）における道路の新築をいう。（8）及び（9）において同じ。）に係るものを除く。）

（2） 条例第10条第7項の規定による届出の受理

（3） 条例第12条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定による届出の受理等（特定開発行為（面積が20ヘクタール以上の開発に係る行為、鉱業法の適用を受ける鉱物の掘採、採石法の適用を受ける土石の採取及びゴルフ場又はスキー場の建設、増設等に係る行為をいう。（11）において同じ。）に係るものを除く。）

（4） 条例第13条第1項及び第2項の規定による命令等（（1）及び（3）に掲げる許可等に係るものに限る。）

（5） 条例第14条第1項の規定による報告の徴収（（1）及び（3）に掲げる許可等に係るものに限る。）

（6） 条例第14条第2項の規定による立入検査等（（1）、（3）及び（4）に掲げる許可等に係るものに限る。）

（7） 条例第18条第1項、第3項及び第4項の規定による補償等（（1）及び（3）に掲げる許可等に係るものに限る。）

（8） 条例第18条の2第1項の規定による協議（特定開発行為に係るものを除く。）

（9） 条例第18条の2第2項の規定による通知（条例第10条第5項又は第6項の規定による届出の例による通知に限る。）の受理（特定開発行為に係るものを除く。）

(10) <u>条例第18条の2第2項の規定による通知（条例第10条第7項の規定による届出の例による通知に限る。）の受理</u> (11) <u>条例第18条の2第2項及び第3項の規定による通知（条例第12条第1項の規定による届出の例による通知に限る。）の受理等（特定開発行為に係るものを除く。）</u>			
[略]	[略]	[略]	[略]
39の3 [略]	[略]	39の3 [略]	[略]
39の4 <u>自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>条例第18条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定による許可等</u> (2) <u>条例第19条第2項の規定による届出の受理</u> (3) <u>条例第20条第3項第7号及び同条第6項の規定による許可等</u> (4) <u>条例第21条第1項、第3項から第5項まで及び第7項の規定による届出の受理等</u> (5) <u>条例第22条の規定による命令（条例第27条において準用する場合を含む。）</u> (6) <u>条例第26条第1項、第3項から第5項まで及び第7項の規定による届出の受理等</u> (7) <u>条例第34条第1項の規定による報告の徴収</u> (8) <u>条例第35条第1項の規定による立入調査（(1)から(6)までに掲げる許可等に係るものに限る。）</u> (9) <u>条例第36条の規定による補償</u> (10) <u>(1)から(9)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</u>	仙台市		
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第2条の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第136号議案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年宮城県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第5条関係） <u>(1) 虐待等の禁止</u> <u>職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> <u>(1)の2</u> 〔略〕 (2)～(10) 〔略〕 (11) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、<u>第9条、第9条の3</u>、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14条の2、	別表第2（第5条関係） <u>(1)</u> 〔略〕 (2)～(10) 〔略〕 (11) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用 ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条の2、<u>第9条から第9条の3まで</u>、第11条（第4項ただし書を除く。）、第14

第14条の3第1項及び第4項、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第9条	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

イ 〔略〕

(12)・(13) 〔略〕

条の2、第14条の3第1項及び第4項、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）並びに第36条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
第9条	〔略〕	〔略〕
第9条の2	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
〔略〕	〔略〕	〔略〕

イ 〔略〕

(12)・(13) 〔略〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第137号議案

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年宮城県条例第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（虐待等の禁止） 第9条 児童福祉施設の従業者は、入所している児童に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第9条 児童福祉施設の従業者は、入所している児童に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第138号議案

簡易給水施設等の規制に関する条例の一部を改正する条例

簡易給水施設等の規制に関する条例（昭和50年宮城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（小規模水道に係る水質検査） 第9条　〔略〕 2　小規模水道の布設者は、前項の規定による水質検査に関する書類（<u>その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第14条第1項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）</u>）を3年間保存しなければならない。 （水質試験の項目等） 第11条の2　第5条第2項及び第6条第1項に規定する水質試験	（小規模水道に係る水質検査） 第9条　〔略〕 2　小規模水道の布設者は、前項の規定による水質検査に関する書類を3年間保存しなければならない。 （水質試験の項目等） 第11条の2　第5条第2項及び第6条第1項に規定する水質試験

は、水源の水について、水質基準表中 1 の項から21の項まで及び33の項から52の項までの上欄に掲げる事項について行うものとする。

2 第 7 条第 1 項の場合の水質検査（小規模水道に係るものに限る。）は、給水栓における水について、水質基準表中 1 の項、2 の項、9 の項、11 の項、22の項から32の項まで、39の項及び47の項から52の項までの上欄に掲げる事項について行うものとし、知事があらかじめ指示したときは、その指示された事項についても行うものとする。

3 第 7 条第 1 項の場合の水質検査（小規模水道に係るものを除く。）並びに第 9 条第 1 項本文、同項第 1 号及び第 2 号並びに前条第 2 項の場合の水質検査は、給水栓における水について、水質基準表中 1 の項、2 の項、9 の項、11 の項、39の項及び47の項から52の項までの上欄に掲げる事項について行うものとし、知事があらかじめ指示したときは、その指示された事項についても行うものとする。

4・5 [略]

は、水源の水について、水質基準表中 1 の項から20の項まで及び32の項から51の項までの上欄に掲げる事項について行うものとする。

2 第 7 条第 1 項の場合の水質検査（小規模水道に係るものに限る。）は、給水栓における水について、水質基準表中 1 の項、2 の項、9 の項、11 の項、21の項から31の項まで、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項について行うものとし、知事があらかじめ指示したときは、その指示された事項についても行うものとする。

3 第 7 条第 1 項の場合の水質検査（小規模水道に係るものを除く。）並びに第 9 条第 1 項本文、同項第 1 号及び第 2 号並びに前条第 2 項の場合の水質検査は、給水栓における水について、水質基準表中 1 の項、2 の項、9 の項、11 の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項について行うものとし、知事があらかじめ指示したときは、その指示された事項についても行うものとする。

4・5 [略]

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 知事は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模水道の布設者等から小規模水道の布設若しくは管理について必要な報告を求め、又はその職員に、小規模水道の工事現場、事務所若しくは小規模水道施設若しくは小規模水道の用に供する施設の在る場所に立ち入り、工事の施行状況、小規模水道施設、小規模水道の用に供する施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。)を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2・3 [略]

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 知事は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模水道の布設者等から小規模水道の布設若しくは管理について必要な報告を求め、又はその職員に、小規模水道の工事現場、事務所若しくは小規模水道施設若しくは小規模水道の用に供する施設の在る場所に立ち入り、工事の施行状況、小規模水道施設、小規模水道の用に供する施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2・3 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第139号議案

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和35年宮城県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
(建築許可等の手数料) 第19条 [略] <table><tr><td>納 入 義 務 者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>36の5 令第137条の12第11項の規定により法第43条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>36の6 令第137条の12第12項の規定により法第44条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	納 入 義 務 者	[略]	[略]	[略]	36の5 令第137条の12第11項の規定により法第43条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]	36の6 令第137条の12第12項の規定により法第44条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]	[略]	[略]	(建築許可等の手数料) 第19条 [略] <table><tr><td>納 入 義 務 者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>36の5 令第137条の12第6項の規定により法第43条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>36の6 令第137条の12第7項の規定により法第44条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	納 入 義 務 者	[略]	[略]	[略]	36の5 令第137条の12第6項の規定により法第43条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]	36の6 令第137条の12第7項の規定により法第44条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]	[略]	[略]
納 入 義 務 者	[略]																				
[略]	[略]																				
36の5 令第137条の12第11項の規定により法第43条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]																				
36の6 令第137条の12第12項の規定により法第44条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]																				
[略]	[略]																				
納 入 義 務 者	[略]																				
[略]	[略]																				
36の5 令第137条の12第6項の規定により法第43条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]																				
36の6 令第137条の12第7項の規定により法第44条第1項の規定の適用除外に係る認定を受けようとする者	[略]																				
[略]	[略]																				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第140号議案

文化財保護条例の一部を改正する条例

文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 9 章　〔略〕 第10章　雑則（第51条―第53条） 附則 第50条　〔略〕 第10章　〔略〕 <u>（事務処理の特例）</u> <u>第51条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第 1 項の規定により、別表第 1 号の表の左欄</u>	目次 第 1 章～第 9 章　〔略〕 第10章　雑則（第51条・第52条） 附則 第50条　〔略〕 第10章　〔略〕

に掲げる教育委員会の権限に属する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

(申請等の受理等の特例)

第52条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定により、別表第2号の表の左欄に掲げる教育委員会への申請等はそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村が受理することとし、別表第3号の表の左欄に掲げる教育委員会の処分等はそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村が伝達することとする。

第53条 [略]

別表 (第51条、第52条関係)

(1) 市町村が処理する事務の範囲等

事 務	市 町 村
1 <u>法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>法第92条の規定による届出の受理等</u> (2) <u>法第94条第1項から第4項までの規定による通知の受理等</u> (仙台市、東日本電信電話株式会社 <u>(日本電信電話株式会社等に関する法律 (昭和59</u>	仙台市

(申請等の受理等の特例)

第51条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第55条第1項の規定により、別表第1号の表の左欄に掲げる教育委員会への申請等はそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村が受理することとし、別表第2号の表の左欄に掲げる教育委員会の処分等はそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村が伝達することとする。

第52条 [略]

別表 (第51条関係)

	<u>年法律第85号）第1条の2第2項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は公益財団法人仙台市建設公社（以下「仙台市等」と総称する。）が仙台市の区域内に存する周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合に係るものに限る。）</u> <u>(3) 法第97条第1項から第4項までの規定による通知の受理等（仙台市等が仙台市の区域内に存する遺跡と認められるものを発見したときに係るものに限る。）</u>		
	<u>2 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第92条の規定による届出の受理等</u> <u>(2) 法第93条の規定による届出の受理等</u> <u>(3) 法第94条第1項から第4項までの規定による通知の受理等（白石市、白石市土地開発公社又は東日本電信電話株式会社（以下「白石市等」と総称する。）が白石市の区域内に存する周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合に係るものに限る。）</u> <u>(4) 法第96条第1項から第3項まで、第5項、第7項及び第8項の規定による届出の受理等</u> <u>(5) 法第97条第1項から第4項までの規定による通知の受理等（白石市等が白石市の区域内に存する遺跡と認められるものを発見したときに係るものに限る。）</u>	白石市	
	<u>3 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第92条の規定による届出の受理等</u> <u>(2) 法第93条の規定による届出の受理等</u> <u>(3) 法第94条第1項から第4項までの規定による通知の受理等（多賀城市、多賀城市土地開発公社又は東日本電信電話株式会社（以下「多賀城市等」と総称する。）が多賀城市の区域内に存する周知の</u>	多賀城市	

埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合に係るものに限る。)

(4) 法第96条第1項から第3項まで、第5項、第7項及び第8項の規定による届出の受理等

(5) 法第97条第1項から第4項までの規定による通知の受理等（多賀城市等が多賀城市の区域内に存する遺跡と認められるものを発見したときに係るものに限る。)

(2) [略]

申 請 等	市 町 村
1 法に基づく申請のうち、次に掲げるもの <u>(1) 法第53条第1項の規定による許可の申請（公開に係る重要文化財が県の区域内に存するもののみである場合（仙台市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が仙台市の区域内に存するもののみである場合を除く。）に限る。)</u> <u>(2) 法第125条第1項の規定による許可の申請（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからヲまでに掲げる現状変更等（同号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が一の市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体が県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を<u>教育委員会</u>が定めている区域を除く。以下「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が一の特定区域内に存する</u>	[略]

(1) [略]

申 請 等	市 町 村
1 法に基づく申請等のうち、次に掲げるもの <u>(1) 法第92条第1項の規定による届出</u> <u>(2) 法第94条第1項及び第3項の規定による通知等</u> <u>(3) 法第97条第1項及び第3項の規定による通知等</u> <u>(4) 法第125条第1項の規定による許可の申請（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号イからヲまでに掲げる現状変更等（同号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が一の市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体が県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を<u>県教育委員会</u>が定めている区域を除く。以下「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が一の特定区域内に存す</u>	[略]

場合並びに同号ヲに規定する指定区域が一の特定区域内に存する場合を除くものとし、同号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係るものに限る。)		る場合並びに同号ヲに規定する指定区域が一の特定区域内に存する場合を除くものとし、同号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係るものに限る。)	
<u>2 法第43条第1項の規定による許可の申請（令第5条第3項第1号イ及びロに掲げる現状変更等（仙台市の区域内において行われる場合を除く。）に係るものに限る。）</u>	[略]	<u>2 法に基づく申請等のうち、次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第43条第1項の規定による許可の申請（令第5条第3項第1号イ及びロに掲げる現状変更等（仙台市の区域内において行われる場合を除く。）に係るものに限る。）</u> <u>(2) 法第53条第1項の規定による許可の申請（公開に係る重要文化財が県の区域内に存するもののみである場合（仙台市の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が仙台市の区域内に存するもののみである場合を除く。）に限る。）</u> <u>(3) 法第93条第1項の規定による届出</u> <u>(4) 法第96条第1項の規定による届出</u>	[略]
<u>3 法に基づく届出等のうち、次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第92条第1項の規定による届出</u> <u>(2) 法第93条第1項の規定による届出</u> <u>(3) 法第94条第1項及び第3項の規定による通知等</u> <u>(4) 法第96条第1項の規定による届出</u> <u>(5) 法第97条第1項及び第3項の規定による通知等</u>	石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 亘理町 山元町		

		町 山元町 松島町 七ヶ 浜町 利府町 大和町 大 郷町 大衡村 色麻町 加 美町 涌谷町 美里町 女 川町 南三陸 町			
	4 法に基づく通知等のうち、次に掲げるもの (1) 法第94条第2項及び第3項の規定による通知等（別表第1号の表1の項(2)、2の項(3)及び3の項(3)に掲げる事務に係るものを除く。） (2) 法第97条第2項及び第3項の規定による通知等（別表第1号の表1の項(3)、2の項(5)及び3の項(5)に掲げる事務に係るものを除く。）	仙台市 白石 市 多賀城市			
	5 [略]	[略]		3 [略]	[略]
	6 [略]	[略]		4 [略]	[略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の文化財保護条例別表第1号の表の左欄に掲げる事務に係る文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)の規定により教育委員会が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」と

いう。)前に法の規定により教育委員会に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の教育委員会(当該市町村が法第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該市町村の長。以下同じ。)が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の規定の適用については、当該市町村の教育委員会の行った処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた届出その他の行為とみなす。

令和7年11月27日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第141号議案

当せん金付証票の発売限度額について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県が令和8年度において発売する当せん金付証票の発売限度額は、110億円とする。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第142号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 宮城県こもれびの森
- 2 指定をしようとする団体 栗原市志波姫新熊谷279番地2
株式会社ゆめぐり
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第143号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- | | | |
|---|-------------|---------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 宮城県さくらハイツ及び宮城県コスモスハウス |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 仙台市太白区茂庭台二丁目15番20号
社会福祉法人宮城県福祉事業協会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第144号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- | | | |
|---|-------------|--------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 宮城県啓佑学園及び宮城県第二啓佑学園 |
| 2 | 指定をしようとする団体 | 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第145号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 宮城県七ツ森希望の家
- 2 指定をしようとする団体 仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第146号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 小鯖漁港の指定施設（小鯖護岸横泊地）
- 2 指定をしようとする団体 石巻市開成1番27
宮城県漁業協同組合
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第147号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 鮎立漁港の指定施設
- 2 指定をしようとする団体 石巻市開成1番27
宮城県漁業協同組合
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第148号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 波路上漁港の指定施設（七半沢防波堤横泊地及び内沼防波堤横泊地）
- 2 指定をしようとする団体 石巻市開成1番27
宮城県漁業協同組合
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第149号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 浦の浜漁港の指定施設（田尻防波堤横泊地、磯草B防波堤横泊地、浦の浜栈橋横泊地①及び浦の浜栈橋横泊地③）
- 2 指定をしようとする団体 石巻市開成1番27
宮城県漁業協同組合
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第150号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 志津川漁港の指定施設（林防波堤横泊地、南防波堤横泊地、大森護岸横泊地及び大森防波堤横泊地②）
- 2 指定をしようとする団体 石巻市開成1番27
宮城県漁業協同組合
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第151号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 桃ノ浦漁港の指定施設
- 2 指定をしようとする団体 石巻市開成1番27
宮城県漁業協同組合
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第152号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 仙台港多賀城地区緩衝緑地
- 2 指定をしようとする団体 仙台市青葉区一番町三丁目6番1号
株式会社東北ダイケン
- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第153号議案

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることができるものとする。

- 1 公 の 施 設 の 名 称 石巻南浜津波復興祈念公園
- 2 指定をしようとする団体 石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体

構成員

東京都文京区関口一丁目47番12号

一般財団法人公園財団

仙台市青葉区柏木一丁目1番8号ポラリスビル2F

東洋緑化株式会社

東松島市赤井字南三242番地1

一般社団法人ひと・まち・もり

- 3 指 定 の 期 間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第154号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

県は、松島公園における倒木事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額の決定ができるものとする。

1 損害賠償額 17,112,970円

2 和解の相手方 個人

3 和解の内容

（1） 県は、相手方に損害賠償額17,112,970円を支払う。

（2） 相手方と県は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和7年11月27日提出

宮城県知事 村井 嘉 浩

議第155号議案

地方独立行政法人宮城県立こども病院が達成すべき業務運営に関する目標を定めることについて

地方独立行政法人宮城県立こども病院が達成すべき業務運営に関する目標について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、別冊のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第156号議案

財産の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、次のとおり財産を取得することができるものとする。

- 1 取得しようとする財産 災害対策用資機材一式
- 2 取 得 金 額 97,359,900円
- 3 財 産 取 得 の 相 手 方 大阪府大阪市西区新町四丁目13番1号
株式会社赤尾

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第157号議案

財産の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、次のとおり財産を取得することができるものとする。

- | | | |
|---|-----------------|-------------------------------|
| 1 | 取得しようとする財産 | 職業訓練機器一式 |
| 2 | 取 得 金 額 | 715,000,000円 |
| 3 | 財 産 取 得 の 相 手 方 | 仙台市宮城野区宮城野一丁目20番12号
丸繁株式会社 |

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第158号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 気仙沼漁港岸壁整備工事
- 2 請 負 金 額 550,000,000円
- 3 契約の相手方 気仙沼市南町四丁目1番11号

株式会社小野良組

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第159号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 宮城県松島高等学校校舎等改築工事
- 2 請 負 金 額 2,348,500,000円
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区一番町二丁目2番13号

仙建工業株式会社

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第160号議案

工事請負変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 （仮称）高等技術専門校5号館改修工事
- 2 請 負 金 額 495,000,000円を506,990,000円に変更する。
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区八幡六丁目9番1号

奥田建設株式会社

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第161号議案

工事請負変更契約の締結について

令和5年10月4日議第124号議案をもって議決され、令和6年12月11日議第170号議案をもって請負金額の変更につき議決された主要地方道気仙沼唐桑線本町道路改築工事（その2）の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 923,404,900円を967,788,800円に変更する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第162号議案

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月19日議第167号議案をもって議決された主要地方道女川牡鹿線大谷川浜小積浜トンネル（仮称）工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 3,875,300,000円を4,392,214,200円に変更する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第163号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年3月13日議第77号議案をもって議決され、令和7年2月19日報告第7号をもってその一部の変更を報告した名蓋川護岸等災害復旧工事（その1）の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 1,504,525,000円を1,630,378,200円に変更する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第164号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年3月13日議第78号議案をもって議決され、令和7年2月19日報告第8号をもってその一部の変更を報告した名蓋川護岸等災害復旧工事（その2）の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 1,364,063,800円を1,707,256,100円に変更する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第165号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年3月13日議第79号議案をもって議決され、令和7年2月19日報告第9号をもってその一部の変更を報告した名蓋川護岸等災害復旧工事（その3）の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 873,570,500円を956,211,300円に変更する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第166号議案

工事請負変更契約の締結について

令和5年10月4日議第126号議案をもって議決され、令和7年3月14日議第72号議案をもって請負金額の変更につき議決された宮城県美術館改修工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 1,255,181,400円を1,387,474,000円に変更する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第167号議案

工事請負変更契約の締結について

令和5年10月4日議第128号議案をもって議決された宮城県美術館改修空調工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 754,952,000円を846,740,400円に変更する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第168号議案

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月19日議第172号議案をもって議決され、令和6年11月21日報告第18号をもってその一部の変更を報告した宮城県岩沼警察署庁舎改築工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 1,785,520,000円を1,877,359,000円に変更する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

報

告

報告第30号

専決処分の報告について

令和5年10月4日議第125号議案をもって議決された川内沢ダム放流設備等工事の請負契約について、その一部の変更を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により令和7年10月17日次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

請 負 金 額 550,000,000円を584,611,500円に変更する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

報告第31号

専決処分の報告について

令和5年10月4日議第127号議案をもって議決された宮城県美術館改修電気工事の請負契約について、その一部の変更を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により令和7年10月24日次のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告する。

請 負 金 額 657,602,000円を703,850,400円に変更する。

令和7年11月27日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

報告第32号

専決処分 of 報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

和解の相手方	和解の内容	損害賠償の事由	損害賠償額	専決処分年月日
個人	県は相手方に損害賠償額467,291円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理河川区域内立木の枝の落下による事故	467,291円	令和7年10月15日
個人	県は相手方に損害賠償額13,212円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	13,212円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額33,642円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	33,642円	令和7年10月17日
東京都品川区大井五丁目21番18号 株式会社田野井製作所	県は相手方に損害賠償額28,930円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	28,930円	令和7年10月17日
角田市尾山字上大門50番地7 合同会社パナマ国際貿易	県は相手方に損害賠償額172,436円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路上の障害物による事故	172,436円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額16,775円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	16,775円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額120,749円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	120,749円	令和7年10月17日

個人	県は相手方に損害賠償額18,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	18,000円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額5,928円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	5,928円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額49,973円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路上の障害物による事故	49,973円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額23,679円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路上の障害物による事故	23,679円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額25,410円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路上の障害物による事故	25,410円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額175,429円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路上の障害物による事故	175,429円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額32,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	32,000円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額3,960円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	3,960円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額70,864円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路上の障害物による事故	70,864円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額7,750円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路上の障害物による事故	7,750円	令和7年10月17日

個人	県は相手方に損害賠償額147,158円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県立特別支援学校の作業中に発生した事故	147,158円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額14,344円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	14,344円	令和7年10月23日
個人	県は相手方に損害賠償額148,632円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県設置の備品の飛散による事故	148,632円	令和7年10月23日
仙台市青葉区錦町一丁目6番25号 宮城県酪農農業協同組合	県は相手方に損害賠償額413,720円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	職務執行上の過失による事故	413,720円	令和7年10月24日

令和7年11月27日提出

宮城県知事 村井嘉浩

報告第33号

専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

和解の相手方	和解の内容	損害賠償額	専決処分年月日
仙台市宮城野区苦竹二丁目2番1号 日産プリンス宮城販売株式会社	県は相手方に損害賠償額539,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	539,000円	令和7年10月17日
個人	県は相手方に損害賠償額60,417円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	60,417円	令和7年10月17日
仙台市青葉区中央二丁目7番30号 株式会社カダン	県は相手方に損害賠償額194,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	194,000円	令和7年10月17日
仙台市宮城野区福田町南二丁目3番50号 株式会社サン・ベンディング東北	県は相手方に損害賠償額61,526円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	61,526円	令和7年10月17日

令和7年11月27日提出

宮城県知事 村井 嘉 浩